

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 7 月 11 日

アクセルマーク株式会社

2025 年 7 月 11 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
アクセルマーク株式会社
代表取締役 松川 裕史

当社は、株式会社 Momo（本店所在地：神戸市中央区海岸通 3－1－14 大島ビル 33 号室。以下「承継会社」といいます。）との間で、2025 年 7 月 10 日付けで締結した吸収分割契約に基づき、同年 9 月 16 日（予定）を効力発生日として、当社が営む積雪深自動モニタリング（YUKIMI）事業に関する権利義務（以下「本件事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2025 年 7 月 10 日付け吸収分割契約の内容は、別添のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件吸収分割に際して、承継会社は当社に対して、分割対価として金 1,000,000 円を支払います。この対価は、当社が、独立当事者である承継会社との真摯な交渉に基づき決定した価格であり、相当であると判断しております。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 承継会社の計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は別添のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産処分、重大な債務の負担その他会社財

産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当すべき事項はありません。

4. 当社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社の最終事業年度の末日（2024 年 9 月 30 日）後に生じた重要な財産処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象について、該当すべき事項はございません。

5. 本件吸収分割の効力発生日以降における当社の債務及び承継会社の債務（本件吸収分割により承継されるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、効力発生日以降において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事項は本日現在予想されておらず、本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社においては、本件吸収分割後も債務超過が継続する見込みではありますが、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態が想定されないことから、その履行の確実性に問題はないものと判断しております。なお、承継会社は、事業計画に基づき収益性の改善が進んでおり、今後、営業キャッシュフローについても改善していくものと見込んでおります。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

アクセルマーク株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 Momo（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関する権利義務を乙に継承させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割の内容）

1. 甲は、甲の営む事業のうち、積雪深自動モニタリング（YUKIMI）事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に継承させ、乙はこれを承継する。
2. 本吸収分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：アクセルマーク株式会社

住所：東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社 Momo

住所：兵庫県神戸市中央区海岸通三丁目 1 番 14 号

第2条（承継の対象）

1. 乙は、第5条の効力発生日において、別紙1記載の本件事業に関する資産、負債を含む権利義務を甲から承継する。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2024年9月30日現在の貸借対照表等を前提とし、これに第5条の効力発生日までの増減の内容を加味して確定されるものとする。
2. 前項における債務の承継形式は、免責的債務引受とする。
3. 第1項における債務の承継に関し、会社法第759条第2項の規定により甲が弁済責任を負う場合でも、前項の趣旨から乙が最終的に債務を負担すべきであるから、甲が弁済した場合には、その弁済額相当額の支払いを乙に請求することができる。

第3条（対価の交付）

乙は、本吸収分割に際して、総額金 1,000,000 円を甲に交付する。

第4条（資本金及び準備金の額等に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2025年9月16日（以下「本効力発生日」という。）とする。ただし、本吸収分割の進行上必要がある場合には、甲乙の合意により変更することができる。

第6条（本吸収分割の承認手続）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認及その関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（善管注意義務）

本契約締結後、本効力発生日まで、甲は本件事業について、乙は全事業について、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を行い、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、あらかじめ相手方に報告し、その同意を得て行うことができる。

第8条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上、技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 開示の時点で公知であった情報
 - (2) 開示された後、自らの責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示される以前から既に適法に保有していた情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず自ら開発した情報
 - (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に取得した情報
 - (6) 法令により開示義務を負う情報
2. 本条の規定は、本契約終了後5年間は効力を失わない。

第9条（反社会的勢力排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること、あるいはかつて経験したことがあること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な又は法的不当な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、相手方に対し、その相手方の被った損害を賠償するものとする。
5. 第3項の規定により本契約を解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わない。

第10条（解除・変更）

甲及び乙は、本効力発生日までの期間、天変地異その他双方当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産、負債、経営状態等に大幅な変動があった場合、協議によって分割条件を変更すること及び本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の株主総会若しくは取締役会の承認が得られないとき、又は法令に定められた関係官庁の許可が得られないときは効力を失う。その場合、甲乙は、相互に損害賠償等を請求しない。

第12条（特約）

甲は、本吸収分割にかかわらず、本件事業及び関連する事業について競業避止義務を負わないものとする。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の権利義務又は本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、移転又は担保権の設定その他の方法により処分してはならない。

第14条（準拠法）

本契約の有効性、解釈、及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第15条（管轄）

本契約に関し紛争が生じたときは、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（誠実協力）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

(以下余白)

本契約における締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年7月10日

甲：東京都中野区本町一丁目32番2号

アクセルマーク株式会社

代表取締役 松川 裕史



乙：兵庫県神戸市中央区海岸通三丁目1番14号

株式会社 Momo

代表取締役 大津 真人



別紙 1

承継対象権利義務明細

1. 承継する資産

本件事業に属する商品、ドメイン、プログラム（ソースコードを含む。）、デザイン、データの一切。

2. 承継する債務

下記 3 に記載された契約に基づくものを除き、承継しない。

3. 承継する契約関係その他権利義務

(1) 雇用契約等

本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及び当該契約に附随する権利義務は乙に承継されないものとする。

(2) 契約関係

本件事業に関する取引基本契約、売買契約、その他の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。

(3) 知的財産権

以下の商標権を含む本件事業に関する知的財産権及びノウハウ。

商標権者：アクセルマーク株式会社

商 標：YUKIMI

登録番号：6347635

登 録 日：2021 年 2 月 2 日

決 算 報 告 書

(第 9 期)

自 令和 6年 3月 1日
至 令和 7年 2月28日

株式会社 Momo

貸借対照表

令和 7年 2月28日 現在

株式会社 Momo

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	77,553,487	【流動負債】	27,510,754
現 金 及 び 預 金	4,508,697	買 掛 金	1,364,480
売 掛 金	54,874,778	短 期 借 入 金	15,620,000
商 品	492,479	未 払 金	9,524,412
原 材 料	1,183,738	未 払 法 人 税 等	723,000
仕 掛 品	12,811,569	預 り 金	278,862
前 払 費 用	188,426	【固定負債】	199,666,715
未 収 消 費 税 等	3,493,800	長 期 借 入 金	158,184,200
【固定資産】	12,063,457	新 株 予 約 権 付 社 債	34,000,000
【有形固定資産】	563,876	役 員 借 入 金	7,482,515
工 具 器 具 備 品	298,009	負 債 の 部 合 計	227,177,469
一 括 償 却 資 産	265,867	純 資 産 の 部	
【無形固定資産】	8,872,526	【株主資本】	-136,162,856
ソ フ ト ウ ェ ア	1,021,266	資 本 金	50,000,000
ソフトウェア仮勘定	7,328,248	資 本 剰 余 金	165,388,000
特 許 権	523,012	資 本 準 備 金	107,194,000
【投資その他の資産】	2,627,055	そ の 他 資 本 剰 余 金	58,194,000
出 資 金	201,000	利 益 剰 余 金	-351,550,856
敷 金	42,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	-351,550,856
長 期 前 払 費 用	2,384,055	繰 越 利 益 剰 余 金	-351,550,856
【繰延資産】	1,397,669	純 資 産 の 部 合 計	-136,162,856
創 立 費	1,397,669	負 債 及 び 純 資 産 合 計	91,014,613
資 産 の 部 合 計	91,014,613		

損 益 計 算 書

自 令和 6年 3月 1日
至 令和 7年 2月28日

株式会社 Momo

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	108,113,236	
売 上 高 合 計		108,113,236
【売上原価】		
当 期 製 品 製 造 原 価	30,718,622	
合 計	30,718,622	
製 品 売 上 原 価		30,718,622
売 上 原 価		30,718,622
売 上 総 利 益 金 額		77,394,614
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		94,151,454
営 業 利 益 金 額		-16,756,840
【営業外収益】		
受 取 利 息	7,330	
受 取 配 当 金	7,000	
雑 収 入	429,325	
営 業 外 収 益 合 計		443,655
【営業外費用】		
支 払 利 息	4,170,621	
雑 損 失	10,321	
支 払 保 証 料	578,279	
社 債 利 息	543,800	
営 業 外 費 用 合 計		5,303,021
経 常 利 益 金 額		-21,616,206
税引前当期純利益金額		-21,616,206
法人税、住民税及び事業税		724,614
当 期 純 利 益 金 額		-22,340,820

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 6年 3月 1日
至 令和 7年 2月28日

株式会社 Momo

(単位： 円)

科 目				金 額	
役 員 報 酬				4,200,000	
給 料 手 当				35,250,649	
法 定 福 利 費				5,348,216	
福 利 厚 生 費				404,167	
外 注 費				25,680,146	
荷 造 運 賃				438,594	
広 告 宣 伝 費				708,379	
会 議 費				11,210	
旅 費 交 通 費				3,985,735	
通 信 費				1,243,945	
販 売 手 数 料				28,518	
販 売 促 進 費				3,006,125	
消 耗 品 費				539,062	
事 務 用 消 耗 品 費				40,375	
水 道 光 熱 費				540,233	
新 聞 図 書 費				182,250	
諸 会 費				183,346	
支 払 手 数 料				624,824	
地 代 家 賃				2,772,276	
賃 借 料				50,085	
保 険 料				221,150	
租 税 公 課				528,324	
減 価 償 却 費				3,721,070	
雑 費				5,956	
顧 問 料				2,635,240	
ソフトウエア関連費				1,801,579	
販売費及び一般管理費合計					94,151,454

製造原価報告書

自 令和 6年 3月 1日
至 令和 7年 2月28日

株式会社 Momo

(単位： 円)

科 目	金 額	
【材料費】		
期 首 材 料 棚 卸 高	1,637,207	
当 期 材 料 仕 入 高	9,043,521	
合 計	10,680,728	
期 末 材 料 棚 卸 高	1,183,738	
材 料 費 合 計		9,496,990
【労務費】		
給 料 手 当	4,378,498	
法 定 福 利 費	688,878	
労 務 費 合 計		5,067,376
【製造経費】		
荷 造 運 賃	115,274	
旅 費 交 通 費	68,702	
通 信 費	8,338,531	
消 耗 品 費	636,467	
減 価 償 却 費	74,500	
研 究 開 発 費	1,466,757	
試 験 研 究 費	1,937,427	
手 数 料	1,800	
製 造 経 費 合 計		12,639,458
総 製 造 費 用		27,203,824
期 首 仕 掛 品 棚 卸 高		16,326,367
合 計		43,530,191
期 末 仕 掛 品 棚 卸 高		12,811,569
当 期 製 品 製 造 原 価		30,718,622

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 3月 1日
至 令和 7年 2月28日

株式会社 Momo

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		97,144,000
	当期変動額	新株の発行	11,050,000
		資本金からの振替	-58,194,000
	当期末残高		50,000,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	当期首残高		96,144,000
	当期変動額	新株の発行	11,050,000
	当期末残高		107,194,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	当期首残高		0
	当期変動額	資本金からの振替	58,194,000
	当期末残高		58,194,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高		96,144,000
	当期変動額		69,244,000
	当期末残高		165,388,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		-329,210,036
	当期変動額	当期純利益金額	-22,340,820
	当期末残高		-351,550,856
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		-329,210,036
	当期変動額		-22,340,820
	当期末残高		-351,550,856
株 主 資 本 合 計	当期首残高		-135,922,036
	当期変動額		-240,820
	当期末残高		-136,162,856
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		-135,922,036
	当期変動額		-240,820
	当期末残高		-136,162,856

注 記 表

株式会社 Momo

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
法人税法の規定による定率法
- ② 無形固定資産
法人税法の規定による定額法
- ③ 長期前払費用
法人税法の規定による定額法

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
税抜方式

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当該事業年度末日における発行済株式の数 7,474株
- 2. 当該事業年度末日における自己株式の数 0株